

# 中小企業省エネ施策 利用ガイドブック

中小企業の方が、省エネルギー支援施策をご利用になる際の  
手引書として主な施策の概要を紹介しています。





## 目 次

中小企業の定義について.....	1
中小企業省エネ施策利用ガイドブック ご利用の手引き.....	2
中小企業省エネ施策利用ガイドブック インデックス.....	3
1. 省エネ設備を導入したい.....	7
1-1. 補助金.....	7
(1)省エネルギー対策導入促進事業費補助金 事業場等省エネルギー支援サー ビス導入事業（中小企業向け ESCO 事業補助金）.....	7
(2)エネルギー使用合理化事業者支援事業.....	8
(3)環境対応型高効率業務用ボイラ等導入効果実証事業.....	10
(4)エネルギー多消費型設備天然ガス化推進補助事業.....	12
(5)二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体向け） 省エネ自然冷 媒冷凍等装置導入促進事業.....	14
(6)住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金 建築物に 係るもの.....	16
(7)住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金 BEMS 導 入支援事業.....	18
(8)住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金（高効率空 調機導入支援事業）.....	20
(9)高効率給湯器導入促進事業費補助金.....	22
(10)住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金（高効率 給湯器導入支援事業）.....	24
(11)温室効果ガス排出削減支援事業補助金（中小企業に対する排出削減設備 導入補助事業）.....	27
(12)温室効果ガスの自主削減目標設定に係る設備補助事業.....	28

1-2. 税制優遇.....	30
(1)エネルギー需給構造改革推進投資促進税制（略称：エネ革税制） .....	30
1-3. 低利融資.....	32
(1)環境・エネルギー対策資金（環境・エネルギー対策貸付） .....	32
(2)省エネルギー促進無担保貸出制度 .....	35
(3)環境配慮型経営支援貸付.....	36
2. 省エネ診断を受けたい.....	37
(1)省エネルギー対策導入促進事業費補助金 省エネルギー診断サービス.....	37
3. 省エネに関して情報収集をしたい.....	40
(1)省エネルギー教育・講習会等.....	40

## 中小企業の定義について

このガイドブックで紹介する施策について、特に注意がない限り「中小企業（者）」及び「小規模企業（者）」とは、以下の者を指します。

### ■中小企業の範囲■

中小企業基本法においては、中小企業の範囲を次のように定義しています。

中小企業はわが国の企業の99.7%を占め、常時雇用者の69%が働くなど、我が国経済において中心的な役割を果たしています。

中小企業・小規模企業の定義

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		うち小規模 企業者
	資本金	常用雇用する 従業員	常用雇用する 従業員
①製造業、その他 (②～④を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5千万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5千万円以下	50人以下	5人以下

※日本政策金融公庫法等の中小企業関連立法においては、政令によりゴム製品製造業は、資本金3億円以下または従業員900人以下、旅館業は、資本金5千万円以下または従業員200人以下、ソフトウエア業・情報処理サービス業は、資本金3億円以下または従業員300人以下を中小企業としています。

※上記の業種分類は日本標準産業分類に基づきます。

上記に掲げた中小企業の定義は、中小企業政策における基本的な政策対象の範囲を定めた「原則」であり、法律や制度によって「中小企業」として扱われている範囲が異なることがあります。例えば、法人税法における中小企業軽減税率の適用範囲は、資本金1億円以下の企業です。

なお、本ガイドブックでは、通常の見解と異なる場合にはその旨明記してあります。

※中小企業の定義について詳しくは中小企業庁ホームページ「中小企業・小規模企業者の定義」のページをご参照下さい。  
<http://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>

# 中小企業省エネ施策利用ガイドブック ご利用の手引き

本ガイドブックは中小企業の方が省エネルギー施策をご利用になる際の手引書として、主な省エネルギー支援施策（および温室効果ガス削減支援施策）の概要を紹介したものです。

なお、省エネルギーに特化しない一般の中小企業施策につきましては、「中小企業施策利用ガイドブック」（中小企業庁）<sup>1</sup>をご参照ください。

## 本書の使い方

次ページ「中小企業省エネ施策利用ガイドブック インデックス」では、「省エネ設備を導入したい場合」、「省エネ診断を受けたい場合」、「省エネに関する情報収集をしたい場合」に分けて、施策を整理しています。

## 注意点

- ◆ 掲載されている内容は、各施策の概要ですので、実際の施策利用に当たっては、各施策の最後に掲載されている「お問い合わせ先」までご確認ください。
- ◆ 掲載されている内容（項目、要件、申請時期等）が変更される場合もありますので、ご注意下さい。
- ◆ 本書は、平成21年3月末現在で編集しています。

本ガイドブックについてお気づきの点などございましたら、下記までご連絡下さい。

中小企業庁 経営支援部 創業・技術課  
〒100-8912 東京都千代田区霞が関1-3-1  
URL : <http://www.chusho.meti.go.jp>  
TEL : 03-3501-1816  
FAX : 03-3501-7170

<sup>1</sup> [http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/g\\_book/index.html](http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/g_book/index.html)

# 中小企業省エネ施策利用ガイドブック インデックス

本書で取り上げた施策のインデックスを示します。「省エネ設備を導入したい場合」、「省エネ診断を受けたい場合」、「省エネに関する情報収集をしたい場合」に分けて、施策を整理しています。

## 省エネ設備を導入したい

省エネ設備を導入する際に活用できる主な施策を整理しています。

各施策について、対象となる業種（製造業、非製造業）、対象となる企業規模（中小企業限定、指定なし）、対象となる設備種類、施策の概要について整理しています。

ご自身の業種、導入検討中の設備を施策情報と照らし合わせることで、利用可能な施策の目安を把握することができます。

助成種類	施策名	業種		企業規模		設備				
		製造業	非製造業	中小企業限定	指定無し	空調	給湯	照明	ボイラ	ヒートポンプ
補助金	省エネルギー対策導入促進事業費補助金 事業場等省エネルギー支援サービス導入事業（中小企業向け ESCO 事業補助金）	●	●	●		●	●	●	●	●
	エネルギー使用合理化事業者支援事業	●	●		●	●	●	●	●	●
	環境対応型高効率業務用ボイラ等導入効果実証事業	●	●		●				●	
	エネルギー多消費型設備天然ガス化推進補助事業	●	●		●				●	
	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体向け） 省エネ自然冷媒冷凍等装置導入促進事業	●	●		●	●				●
	住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金 建築物に係るもの		●		●	●	●	●	●	●
	住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金 BEMS 導入支援事業		●		●					
	住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金（高効率空調機導入支援事業）		●		●	●				●
	高効率給湯器導入促進事業費補助金		●		●		●			●
	住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金（高効率給湯器導入支援事業）		●		●		●			
	温室効果ガス排出削減支援事業補助金（中小企業に対する排出削減設備導入補助事業）	●	●	●		●	●	●	●	●
温室効果ガスの自主削減目標設定に係る設備補助事業	●	●		●	●	●	●	●	●	
税制優遇	エネルギー需給構造改革推進投資促進税制（略称：エネ革税制）	●	●		●	●	●	●	●	
低利融資	環境・エネルギー対策資金（環境・エネルギー対策貸付）	●	●	●		●	●	●	●	
	省エネルギー促進無担保貸出制度	●	●	●		●	●	●	●	
	環境配慮型経営支援貸付	●	●		●	●	●	●	●	



設備（続き）				概要	頁
工業炉	インバータ	コージェネ	その他		
●	●	●	●	既設の工場、事業所における ESCO 事業に対して、必要費用の一部を補助する。 補助率は 1/2（上限額あり）。	7
●	●	●	●	既設の工場・事業所に省エネルギー設備・技術を導入する事業に対して、必要費用の一部を補助する。 単独事業の場合は 1/3 補助（上限額あり）。経営主体が異なる複数の工場等事業者間で総合的な省エネルギー対策を実施する場合は 1/2 補助（上限額あり）。	8
				環境対応型高効率業務用ボイラ等（石油焚き小型還流ボイラおよび温水発生機）を導入する事業に対して、必要費用の一部を補助する。 補助率は 1/5（上限額あり）。	10
●				石炭・石油等焚き燃焼設備から天然ガス燃焼設備へと更新する事業に対して、必要費用の一部を補助する。 一般枠の場合は 1/3 補助（上限額あり）。供給元天然ガスパイプラインが一定の条件を満たす顕在化枠の場合は 1/2 補助（上限額あり）。	12
			●	省エネルギー型の自然冷媒を使用した冷凍・冷蔵・空調装置を導入する事業に対して、必要費用の一部を補助する。 補助率はフロン冷媒機器との差額の 1/3（上限あり）。	14
	●	●	●	民生用建築物に高効率なエネルギーシステム（空調、給湯、照明、断熱部材等）を複数導入する事業に対して、必要費用の一部を補助する。 補助率は 1/3（上限額あり）。	16
			●	民生用建築物に BEMS（ビルエネルギーマネジメントシステム）を導入する事業に対して、必要費用の一部を補助する。 補助率は 1/3（上限額あり）。	18
				民生用建築物に高効率なチリングユニット、ビルマルチエアコン等、ターボ冷凍機を導入する事業に対して、必要費用の一部を補助する。 一般の場合は従来機器との差額の 1/3 補助（上限額あり）。更新の場合は 1/3 補助（上限額あり）	20
				民生用建築物に CO <sub>2</sub> 冷媒ヒートポンプ給湯器を導入する事業に対して、必要費用の一部を補助する。 定額補助。	22
		●		民生用建築物に潜熱回収型給湯器、ガスエンジン給湯器を導入する事業に対して、必要費用の一部を補助する。 定額補助。	24
●	●	●	●	中小企業による先進的な排出削減設備の導入であり「中小企業に対する CO <sub>2</sub> 排出削減認証事業」に採択されている事業に対して、必要費用の一部を補助する。 補助率は 1/2 または 1/3。	27
●	●	●	●	自主参加型国内排出量取引制度に参加する事業者に対して、CO <sub>2</sub> 排出抑制設備の導入費用の一部を補助する。 補助率は 1/3（上限額あり）。	28
●	●	●	●	省エネルギー設備・技術を導入した場合に、税制優遇を適用する。 基準取得価額の 7%相当額の税額控除（中小企業のみ）もしくは基準取得価額の 30%相当額の特別償却のいずれか一方を適用する。	30
●	●	●	●	省エネルギー効果の高い設備の導入、石油代替エネルギー関連設備の導入、環境対策の促進等を実施する上で必要となる資金を融資する。 融資額は実施機関の事業・貸付方法により異なる。	32
●	●	●	●	省エネルギーセンターや ESCO 事業者等の省エネ診断等に基づき省エネ投資を実施する上で必要となる資金を無担保で融資する。	35
●	●	●	●	ISO14000、エコアクション 21、グリーン経営認証等を習得した事業者に対して、環境配慮の促進に必要な資金を融資する。	36

## 省エネ診断を受けたい

省エネ診断を受ける際に活用できる主な施策です。

施策名	業種		企業規模		概要	頁
	製造業	非製造業	中小企業限定	指定無し		
省エネルギー対策導入促進事業費補助金 省エネルギー診断サービス	●	●		●	中小規模工場やビル等の事業所に対して省エネに関する専門家を派遣し、原則1日の無料省エネ診断を実施する。	37

## 省エネに関して情報収集をしたい

省エネに関する情報収集を行う際に活用できる主な施策です。

施策名	業種		企業規模		概要	頁
	製造業	非製造業	中小企業限定	指定無し		
省エネルギー教育・講習会等	●	●		●	工場・事業所・団体等における、省エネルギーに関する社内研修・講演・講習会のアレンジ。希望される省エネテーマに合わせて経験豊かな講師を派遣する。	40

# 1. 省エネ設備を導入したい

## 1-1. 補助金

### (1) 省エネルギー対策導入促進事業費補助金 事業場等省エネルギー支援サービス導入事業(中小企業向け ESCO 事業補助金)

ESCO<sup>(※)</sup> スキームを活用して省エネルギー事業を行う中小企業の事業者に対して、当該事業に必要な費用の一部を補助する。

※ESCO (Energy Service Company) : 省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、その顧客の省エネルギーメリットの一部を報酬として享受する事業。

#### 対象となる方

中小企業であって、ESCO 事業者と省エネルギー保証を含む ESCO 契約を締結済み又は締結予定の者。

#### 支援対象

工場、事業所における包括的な省エネルギーサービスを提供する ESCO を活用した省エネルギー事業であって、省エネルギー効果が高く、費用対効果が優れていると認められるもの。

#### 支援内容

補助対象経費（設備費、計測装置費、工事費）の 1/2 以内を補助する。ただし、一件あたりの補助金上限額は 3,000 万円とする。

#### スケジュール

平成 21 年度の受付期間は平成 21 年 4 月 27 日（月）～5 月 29 日（金）の予定。

#### お問い合わせ先

- 独立行政法人 中小企業基盤整備機構  
経営基盤支援部 環境経営支援室  
〒105-8453 東京都港区虎ノ門 3-5-1 虎ノ門 37 森ビル 5 階  
TEL : 03-5470-1517  
HP : <http://www.smrj.go.jp/keiei/kankyo/index.html>

## (2) エネルギー使用合理化事業者支援事業

事業者が既設の工場・事業所における省エネルギーを推進するために設備・技術を導入する事業であって、省エネルギー効果が高く費用対効果が優れていると認められるものに対して、当該事業に必要な費用の一部を補助する。

### 対象となる方

- ◆ エネルギー使用合理化設備設置に係るもの  
全業種を対象とする。  
申請者は、設備を設置・所有する事業者とする。ただし、シェアード ESCO 事業者およびリース事業者等が申請する場合は、設備設置事業者との共同申請とする。また、経営主体が異なる複数の工場等事業者間で総合的な省エネルギー対策を実施する複数連携事業については、連携する各事業者による共同申請とする。
- ◆ エネルギー使用合理化指定設備設置に係るもの  
関係省庁から当該事業計画に係る認定を受けた事業者とする。

### 支援対象

- ◆ エネルギー使用合理化設備設置に係るもの  
省エネルギー効果が高く（省エネルギー率 1%以上または省エネ量原油換算 1,000kL以上）、費用対効果が優れていると見込まれる省エネルギー設備・技術の導入事業を対象とする。なお、以下の事業に対して重点的に支援する。
  - 省エネ法に定める中長期計画で位置付けられた省エネルギー事業
  - 経団連環境自主行動計画等で位置付けられた省エネルギー事業
  - 積極的に公開された自社の自主行動計画に位置付けられた省エネルギー事業
  - 高性能工業炉（炉単体での省エネルギー効果が原則として 20%以上の設備）の導入事業
  - 天然ガスまたは石油コージェネレーションを用いた廃熱利用設備の導入事業
  - 複数事業者連携事業
  - 大規模省エネルギー設備導入事業
  - 業務その他部門(オフィスビル・小売店舗・病院・学校等)における省エネルギー事業
  - 中小企業（中小企業基本法の定義に基づく）における省エネルギー事業
- ◆ エネルギー使用合理化指定設備設置に係るもの  
運輸関連事業およびその他事業において、関係省庁により事前に認定を受けた事業を対象とする。
  - 運輸関連事業
    - ◇ ①省エネ型船舶設備及び新船舶へのリブレース、②輸送機器の適正運行の促進；アイドリングストップ、冷蔵倉庫等の省エネ型トランス等の導入、③E

MS（エコドライブ管理システム）の普及促進、④物流事業者等による省エネへの取組みの支援、⑤省エネ型貨物機関車等の導入、⑥タクシー車両における省エネの推進、⑦デマンド交通におけるオンデマンドシステムの普及促進、⑧高度タクシープールの整備によるアイドリングストップの促進、⑨空港内車両のエコカー化促進、⑩駐機中航空機用地上動力設備の導入、⑪航空貨物用軽量型コンテナの導入、⑫鉄道用回生電力貯蔵装置等の導入、⑬港湾における荷役機械（ハイブリッド化）の導入

➤ その他事業

◇ その他の省庁により認定を受けた省エネルギー事業を対象とする。

**支援内容**

補助率、補助金額上限及び事業期間は下表のとおりとする。

補助率、補助金額上限、事業期間

事業	補助率	補助金上限	補助金上限
単独事業	1/3 以内	5 億円/事業	原則単年度事業
複数連携事業	1/2 以内	15 億円/年度	※ただし、事業規模が大きい等により1年での実施が困難な事業であって、NEDO が必要と認める場合には、複数年にわたる事業とすることができる。
大規模事業	1/3 以内		

**スケジュール**

平成 21 年度の受付期間は平成 21 年 3 月 31 日（火）～4 月 20 日（月）

**お問い合わせ先**

- ・ 独立行政法人 新エネルギー・産業技術開発機構
- 省エネルギー技術開発部
- 〒212-8554 川崎市幸区大宮町 1310 番 ミューザ川崎セントラルタワー
- TEL : 044-520-5282 FAX : 044-520-5283
- HP : [http://www.nedo.go.jp/informations/koubo/list.html#08\\_4](http://www.nedo.go.jp/informations/koubo/list.html#08_4)

### (3) 環境対応型高効率業務用ボイラ等導入効果実証事業

環境対応型高効率業務用ボイラ等（従来品と比較して高効率で、かつ NOx 排出抑制効果も高い石油焚きの小型貫流ボイラおよび温水発生機）を導入し、石油製品の適正な需要構造を維持しつつ、省エネルギーや NOx 排出削減等の環境負荷低減効果を検証することを目的として、当該ボイラ等の導入に係る費用の一部を補助する制度。

#### 対象となる方

指定なし。

#### 支援対象

環境対応型高効率業務用ボイラ等（石油焚き小型貫流ボイラおよび温水発生機）を導入し、その導入効果を検証する事業であり、下記の要件を満たすもの。

#### 補助要件

設備	主な要件（全ての要件を満たすこと）
石油焚き 小型貫流 ボイラ	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 換算蒸気発生量が 1,000kg/h 以上、伝熱面積が 10m<sup>2</sup> 未満であること</li><li>◆ 燃料消費量が 50 リットル/時間以上であること</li><li>◆ ボイラ効率が 95%以上であること</li><li>◆ 排ガス中の窒素酸化物の濃度が 70ppm（A重油使用の場合）以下、または 50ppm（灯油使用の場合）以下であること（いずれも O<sub>2</sub>=0%換算値）</li></ul>
石油焚き 温水発生 機	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 定格出力が 348kW 以上、伝熱面積が 10m<sup>2</sup> 未満であること</li><li>◆ 熱効率が 92%以上であること</li><li>◆ 排ガス中の窒素酸化物の濃度が 70ppm（A重油使用の場合）以下、または 50ppm（灯油使用の場合）以下であること（いずれも O<sub>2</sub>=0%換算値）</li></ul>
共通事項	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 灯油または A 重油を燃料とすること</li><li>◆ 実施機関が認定した機器であること</li></ul>

#### 支援内容

補助対象経費は、ボイラ等本体、自動軟水器、軟水タンク、薬液注入装置、煙突、自動台数制御装置、オンライン通信システム、試運転費用。工事費・消費税等は、補助対象とはならない。

補助額は、対象経費の 1/5 または上限額のいずれか低い金額。

補助率、上限額

設備	容量	補助率	上限額
石油焚き 小型還流 ボイラ	換算蒸気発生量：1,000kg/h 以上 2,000kg/h 未満	補助対象経 費の 1/5	90 万円/缶体 ※ただし、自動制御装置を伴い複数 台を導入する場合は、100万円/ 缶体
	換算蒸気発生量：2,000kg/h 以上		120 万円/缶体 ※ただし、自動制御装置を伴い複数 台を導入する場合は、140万円/ 缶体
石油焚き 温水発生 機	定格出力：348kW 以上 581kW 未満		50 万円/缶体
	定格出力：581kW 以上 (伝熱面積 10m <sup>2</sup> 未満)		70 万円/缶体

**留意点**

補助金の交付を受けたモニター実施者は、ボイラ等の稼働開始日より3年間、その運転状況等に関する計測データを各年1回ずつ補助金交付元へ報告する義務を負う。

**スケジュール**

平成21年度の受付は平成21年4月1日(水)より開始し、応募が予算に達した時点で締め切る。

**お問い合わせ先**

- ・ 石油連盟  
基盤整備・油濁対策部 基盤整備室  
〒100-0004 東京都千代田区大手町1-9-4 経団連会館ビル4階  
TEL：03-3279-3814 FAX：03-3242-5688  
HP：<http://boiler-hojyokin.paj.gr.jp/>

#### (4) エネルギー多消費型設備天然ガス化推進補助事業

石炭、石油等の燃料を使用する工業炉、ボイラ等の燃焼設備を、天然ガスを主原料とするガスへ燃料転換した事業者に対し、その設備変更等に要する経費（設備改造費、設備更新費、設計費等）の一部を補助する制度。

##### 対象となる方

全業種

##### 支援対象

石炭、石油等の燃料を使用する工業炉、ボイラ等の燃焼設備を、天然ガスを主原料とするガスへ燃料転換する事業であり、下記の要件を満たすもの。

	主な要件	
	転換前	転換後
一般枠	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 設備：工業炉、ボイラ、乾燥炉、焼却炉、冷温水機、自家発電設備等の燃焼設備</li> <li>◆ 使用燃料：石炭、コークス、石油製品（灯油、軽油、A重油、B重油、C重油、その他石油製品）等</li> <li>◆ 燃料消費量：原油換算50kl/年以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 左記の設備を撤去または改造し、天然ガスを主原料とするガス燃焼へ転換した事業（費用対効果が優れていると認められるもの）</li> </ul>
顕在化枠	<p>（上記に加え下記要件を満たすこと）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 設備：当該パイプライン建設着工時点において、一般ガス事業者の供給区域外にあること。</li> </ul>	<p>（上記に加え下記要件を満たすこと）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 転換後使用燃料が、一定の条件を満たす天然ガスパイプラインから供給されること。</li> <li>◆ 左記の設備を撤去または改造して、原油換算で100kl/年以上の燃料転換を行うこと。</li> </ul>

##### 支援内容

設計費、既存設備撤去費、新規設備機器費、新規設備設置工事費、敷地内ガス管敷設費を補助対象経費とし、一般枠の場合は対象経費の1/3補助、顕在化枠では対象経費の1/2補助とする。ただし、1.8億円を上限とする。



項目	一般枠	顕在化枠
補助対象経費	天然ガス化推進事業に係る設計費、既存設備撤去費、新規設備機器費（含む計測装置）、新規設備設置工事費（含む改造工事費）、敷地内ガス管敷設費 ※本支管工事およびLNG貯蔵・気化設備は対象とならない	
補助率	補助対象経費の1/3 ※申請状況により(1/3)×0.8まで低減する可能性あり	補助対象経費の1/2
補助上限	1.8億円/事業	

#### 留意点

原則として単年度事業。  
事業完了後1年間のデータ提出が必要。

#### スケジュール

平成21年度の受付期間は平成21年4月13日（月）～5月29日（水）

#### お問い合わせ先

- 一般社団法人 都市ガス振興センター  
事業部 天然ガス化普及促進グループ  
〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-25-5 虎ノ門34MTビル1階  
TEL：03-3502-5596 FAX：03-3502-5821  
HP：<http://www.gasproc.or.jp/ngas/main.html>

## (5) 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(民間団体向け) 省エネ自然冷媒冷凍等装置導入促進事業

冷媒としてフロン類を使用せず自然冷媒を使用したものであって、フロン類を使用したものより省エネルギー性能に優れた冷凍・冷蔵・空調装置の導入に際し、フロン冷媒冷凍等装置の導入費用との差額に対して補助を行う。

### 対象となる方

民間事業者等。

### 支援対象

以下の主な要件を満たす省エネ自然冷媒冷凍等装置の導入事業。

- ▶ 冷媒としてフロン類(CFC、HCFC、HFC)を使用せず、自然冷媒(アンモニア、二酸化炭素、炭化水素又は空気等)を使用したものであって、フロン類を使用したものより省エネルギー性能に優れた冷凍・冷蔵・空調装置(省エネ自然冷媒冷凍等装置)であること。
- ▶ 省エネ自然冷媒冷凍等装置の導入に必要な費用が、当該装置と同等の冷凍・冷蔵・空調能力(冷却能力)を有するフロン冷媒装置の導入に必要な費用と比較し、一事業につき1,000万円以上高額であること。

### 支援内容

省エネ自然冷媒冷凍等装置の導入を行うために必要な費用と、比較対象フロン装置の導入を行うために必要な費用との差額の1/3を補助する。ただし、交付額は1事業所当たり2,500万円を上限とし、同一法人が複数の施設に関して申請を行う場合には、1法人当たり3,000万円を上限として補助額を減額する場合がある。

項目	内容
補助対象経費	本工事費、付帯工事費、機械器具費、調査費、初期調整費、事務費、その他必要な経費で環境大臣が承認した経費
補助率	比較対象フロン装置との差額の1/3
補助上限	2,500万円/事業。 ただし同一法人が複数の施設に関して申請を行う場合には、1法人当たり3,000万円を上限として補助額を減額する場合がある。

### 留意点

原則単年度事業。

リースを活用する場合は、リース事業者と装置利用事業者との共同申請。

### スケジュール

平成21年度の受付期間は平成21年4月6日(月)～4月30日(木)

お問い合わせ先

・ 環境省

地球環境局 環境保全対策課 フロン等対策推進室

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎 5 号館

TEL : 03-5521-8329 FAX : 03-5581-3348

HP : [http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz\\_local/21\\_03/index.html](http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local/21_03/index.html)

## (6) 住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金 建築物に係るもの

建築物に係る高効率エネルギーシステムを事業者（建築主等）が導入する際の費用を補助する。

### 対象となる方

建築主等（所有者）、ESCO（シェアードセービングス）事業者、リース事業者。

ESCO 事業者が申請する場合は、ESCO 事業者と建築主との共同申請とする。またリース等を利用する場合は、リース事業者等を共同申請者とする。

### 支援対象

住宅・建築物高効率エネルギーシステム（空調、給湯、照明及び断熱部材等で構成）を既築、新築、増築および改築の民生用の建築物に導入する事業であり、以下の要件を満たすもの。

- 当該システムを建築物に導入すること。
- 建築物の消費エネルギー量を 25%程度削減できること。ただし、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づき、「建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準」に準じた性能を満たすものであること。
- エネルギー管理体制・補助事業の遂行能力を有すること。

審査条件として、以下の要件を満たす必要がある。

- 建物全体での省エネ率が 15%以上であること。
- 設備区分(空調・換気・照明・給湯・その他)は 2 種以上行うこと。
- 採用省エネルギーシステムは 3 つ以上であること。

### 支援内容

1/3 以内の補助。ただし、1 件当たりの上限は 1 億円。

### 留意点

単年度事業。

当該システム導入後 3 年間、毎年度のデータを実施機関に提出する。

### スケジュール

平成 21 年度の受付期間は平成 21 年 3 月 23 日（月）～5 月 12 日（月）

お問い合わせ先

- ・ 独立行政法人 NEDO 技術開発機構  
エネルギー対策推進部 建築物・BEMS 担当  
〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 ミューザ川崎セントラルタワー  
TEL : 044-520-5188 FAX : 044-520-5187  
HP : [http://www.nedo.go.jp/informations/koubo/list.html#08\\_4](http://www.nedo.go.jp/informations/koubo/list.html#08_4)

## (7) 住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金 BEMS 導入支援事業

BEMS<sup>(※)</sup> を事業者（建築主等）が導入する際の費用を補助する。

※BEMS (Building Energy Management System)：室内環境・エネルギー使用状況を把握し、かつ室内環境に応じた機器又は設備等の運転管理によって、エネルギー消費量の削減を図るためのシステム、ビル管理コンピュータ、中央監視システムなど運転データを保存する機能を持つシステム。

### 対象となる方

建築主等（所有者）、ESCO（シェアードセービングス）事業者、エネルギー管理事業者、リース事業者。

ESCO 事業者が申請する場合は、ESCO 事業者と建築主との共同申請とする。またリース等を利用する場合は、リース事業者等を共同申請者とする。

### 支援対象

BEMS 等を既築、新築、増築および改築の民生用の建築物に導入する事業であり、下記の要件を満たすもの。

- BEMS 等の導入によって、エネルギー消費量を削減できること。但し、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づき、新築、増築及び改築の建築物については「建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準」に準じた性能を満たすものであること。
- 熱源（冷凍機、ヒートポンプ、冷却塔）、ポンプ、照明コンセント、その他の設備区分ごとにエネルギー計量ができること。
- 計測・計量のデータを収集し、保存できるエネルギー管理体制が整備されていること。
- BEMS 等導入後、3年間継続して省エネルギーに関する報告が可能なこと。

### 支援内容

補助対象費用は、BEMS 導入支援事業の実施に必要な機械装置等の設計費、設備費、工事費、諸経費とする。

補助額は補助対象費用の 1/3 とする。ただし、1 件当たりの上限は 1 億円。

### 留意点

単年度事業。

BEMS 等の導入後 3 年間、毎年度のデータを実施機関に提出する。

### スケジュール

平成 21 年度の受付期間は平成 21 年 3 月 23 日（月）～5 月 26 日（火）

お問い合わせ先

- ・ 独立行政法人 NEDO 技術開発機構  
エネルギー対策推進部 建築物・BEMS 担当  
〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 ミューザ川崎セントラルタワー  
TEL : 044-520-5188 FAX : 044-520-5187  
HP : [http://www.nedo.go.jp/informations/koubo/list.html#08\\_4](http://www.nedo.go.jp/informations/koubo/list.html#08_4)

## (8) 住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(高効率空調機導入支援事業)

高い省エネルギー性が認められる高効率空調機（蒸気圧縮式のヒートポンプ技術を用いた空気調和設備の室外機あるいは熱源機）を、民生業務用途の建築物等に導入するものに、その経費の一部を補助する制度。

### 対象となる方

法人等

### 支援対象

以下の要件を満足する空調用途に用いられる蒸気圧縮式のヒートポンプ技術を用いた空気調和設備の室外機あるいは熱源機とする。

- 冷房能力が28kW以上であること。
- 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。
- エネルギー消費効率が一定の基準以上であること。

省エネルギー性の要件

設備		一次エネルギー換算 COP
空冷機器	チリングユニット	1.32 (3.58)
	ビルマルチエアコン等	1.44 (3.90)
水冷機器	チリングユニット	1.89 (5.12)
	ターボ冷凍機	2.21 (5.99)

注：カッコ内の数値は、電動式空調機のCOP

### 支援内容

既設の場合は、高効率空調機本体に係る機器購入費用の1/3（消費税等抜き）。一般の場合は、高効率空調機本体に係る機器購入費用と従来型空調機の機器購入費用との差額の1/3（消費税等抜き）。

補助率、上限額

	設備		補助率	冷房能力当たり補助上限額	一申請あたり補助上限額
一般	空冷	チリングユニット	従来機器との価格差の1/3	45千円/RT	15百万円
		ビルマルチエアコン等		4千円/RT	
	水冷	チリングユニット		25千円/RT	
		ターボ冷凍機		42千円/RT	
既設	空冷	チリングユニット	高効率機器購入費の1/3	62千円/RT	
		ビルマルチエアコン等		5千円/RT	
	水冷	チリングユニット		33千円/RT	
		ターボ冷凍機		55千円/RT	



## スケジュール

平成21年度の募集は、第1期：4月20日（月）～5月25日（月）、第2期：6月15日（月）～9月25日（金）の計2回の予定。

### お問い合わせ先

- ・ 一般社団法人 日本エレクトロヒートセンター  
補助事業部 高効率空調機事業担当  
〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町 1-28-5 蛸殻町Fビル3階  
TEL：03-5642-1740 FAX：03-5642-1734  
HP：<http://www.jeh-center.org/koukouritsu/k-index.html>

## (9) 高効率給湯器導入促進事業費補助金

電力の需要の平準化に資するとともに、省エネ効果の高い CO<sub>2</sub> 冷媒ヒートポンプ給湯器を導入することを予定している方に対して、その購入費用の一部に充てるために補助金を交付する制度。

### 対象となる方

個人または法人

### 支援対象

CO<sub>2</sub>冷媒ヒートポンプ給湯器。なお、以下の条件を満たすものとする。

- CO<sub>2</sub>冷媒を使用していること。
- 家庭用は、年間給湯効率を一次エネルギー換算した値が 1.0 以上であること。
- 業務用は、エネルギー消費効率（定格 COP）が 3.8 以上であること。

### 支援内容

機器費（ヒートポンプユニット、タンクユニット、台所リモコン、風呂リモコン）を補助対象経費とする。工事費は補助対象に含まない。

機器の導入に対して定額を補助する。

補助額		
区分	加熱能力	補助額（円/台）
家庭用		41,000
業務用	5kW 未満	80,000
	5kW 以上 10kW 未満	130,000
	10kW 以上 20kW 未満	250,000
	20kW 以上 30kW 未満	380,000
	30kW 以上 40kW 未満	500,000
	40kW 以上 50kW 未満	610,000
	50kW 以上 60kW 未満	730,000
	60kW 以上	850,000

### 留意点

給湯器を購入・設置して、6 年以上使用すること。

## スケジュール

平成 21 年度の募集は、

### ①家庭用

第1期：4月23日（木）～6月26日（金）

第2期：6月29日（月）～8月28日（金）

第3期：8月31日（月）～10月30日（金）

第4期：11月2日（月）～12月25日（金）

第5期：1月5日（火）～1月29日（金）

### ②業務用

第1期：4月23日（木）～6月26日（金）

第2期：6月29日（月）～8月28日（金）

第3期：8月31日（月）～10月30日（金）

第4期：11月2日（月）～12月25日（金）

（予定）

### お問い合わせ先

- ・ 一般社団法人 日本エレクトロヒートセンター

「エコキュート導入補助金」受付係

〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町 1-28-5 蛸殻町 F ビル 3 階

TEL：03-5614-7855 FAX：03-5614-7851

HP：http://www.jeh-center.org/ecocute/e-index.html

## (10) 住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(高効率給湯器導入支援事業)

省エネ性に優れ、CO<sub>2</sub> 削減に寄与する潜熱回収型給湯器またはガスエンジン給湯器を住宅・建築物に設置して使用することを予定している方に対して、その購入費用の一部に充てるために補助金を交付する制度。

### 対象となる方

個人または法人

### 支援対象

#### ◆ 潜熱回収型給湯器

潜熱を回収するための熱交換器を備えており熱効率が 90%以上の機器であること。

#### ◆ ガスエンジン給湯器

ガスエンジンユニット（総合効率が低位発熱量基準で 80%以上であること。なお都市ガスに関しては、ガスエンジンの廃熱を回収する小出力発電設備（10kW 未満）であること。）並びに貯湯ユニット（ガスエンジンユニットの廃熱を吸収できる貯湯槽であり、貯湯容量が 120 リットル以上であること。）から構成されている、熱の供給を主目的としたシステムであること。

### 支援内容

機器費および特殊工事費（潜熱回収型給湯器の場合はドレン配管工事費、ガスエンジン給湯器の場合は基礎工事費、据付工事費、ドレン配管工事費）を補助対象経費とする。

機器の導入に対して定額を補助する。ただし、機器価格が従来機器の基準額未満の場合は特殊工事費も含めて補助金の交付対象外となる。

潜熱回収型給湯器

従来機器の 基準額(円)	補助金額(円)		
	機器分	特殊工事分	合計
98,400	17,000	5,000	22,000

ガスエンジン給湯器

分類	出力(kW)	貯湯容量(L) 適用範囲:C	貯湯 ユニット	従来機器の 基準額(円)	補助金額(円)		
	熱(適用範囲:A) 電気(適用範囲:B)		缶数		機器分	特殊工事分	合計
①	A ≤ 5 B < 5	120 ≤ C	1	285,900	86,000	38,000	124,000
②	5 < A ≤ 15 5 ≤ B < 7	120 ≤ C	1	526,800	359,000	66,000	425,000
③	15 < A ≤ 25 7 ≤ B < 9	120 ≤ C	1(一体型 含む)	818,400	453,000	66,000	519,000
④	15 < A ≤ 25 9 ≤ B < 10	120 ≤ C	1	881,700	640,000	66,000	706,000
⑤	25 < A 10 ≤ B	120 ≤ C	1	2,470,000	1,600,000	214,000	1,814,000

※ただし、⑤はLPガスのみ

**留意点**

給湯器を購入・設置して、6年以上使用すること。

**スケジュール**

平成21年度の募集は

潜熱回収型給湯器(都市ガス)、ガスエンジン給湯器(都市ガス)

第1期：4月23日(木)～6月26日(金)

第2期：7月1日(水)～8月28日(金)

第3期：9月1日(火)～10月30日(金)

第4期：11月2日(月)～2月10日(水)

潜熱回収型給湯器(LPガス)、ガスエンジン給湯器(LPガス)

第1期：4月23日(木)～6月26日(金)

第2期：7月1日(水)～8月28日(金)

第3期：9月1日(火)～10月30日(金)

第4期：11月2日(月)～2月10日(水)

潜熱回収型給湯器(石油)

前期：5月7日(木)～9月30日(水)

後期：10月1日(木)～2月16日(火)

(予定)

お問い合わせ先

(a) 潜熱回収型給湯器

- ・ 一般社団法人 都市ガス振興センター  
事業部 潜熱回収型給湯器普及促進グループ  
〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-1-18  
TEL : 03-3502-5545 FAX : 03-3502-5623  
HP : <http://www.gasproc.or.jp/condensing/index.html>
- ・ 日本LPガス団体協議会  
補助・受託事業室 潜熱回収型給湯器担当  
〒105-0001 東京都港区虎ノ門 2-5-5 櫻ビル5階  
TEL : 03-5511-1411 FAX : 03-5511-1414  
HP : <http://www.nichidankyo.gr.jp/hojo/kyuto/index.html>
- ・ 石油連盟  
基盤整備室 エコフィール導入促進チーム  
〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-9-4 経団連会館ビル 4階  
TEL : 03-3279-3171 FAX : 03-5204-6580  
HP : <http://ecofeel-hojo.paj.gr.jp/>

(b) ガスエンジン給湯器

- ・ 一般社団法人 都市ガス振興センター  
事業部 ガスエンジン給湯器普及促進グループ  
〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-1-18  
TEL : 03-3502-5589 FAX : 03-3502-5640  
HP : <http://www.gasproc.or.jp/gasengine/index.html>
- ・ 日本LPガス団体協議会  
補助・受託事業室 ガスエンジン給湯器担当  
〒105-0001 東京都港区虎ノ門 2-5-5 櫻ビル5階  
TEL : 03-5511-1416 FAX : 03-5511-1417  
HP : [http://www.nichidankyo.gr.jp/hojo/gas\\_engine/index.html](http://www.nichidankyo.gr.jp/hojo/gas_engine/index.html)

## (11) 温室効果ガス排出削減支援事業補助金(中小企業に対する排出削減設備導入補助事業)

先進的な排出削減設備を導入する中小企業を対象に、排出削減設備の導入に伴う排出削減にかかるデータを国に提供することを条件に、当該設備の導入費用の一部を補助する。

本事業を通じて得られたデータは、国内クレジット制度<sup>(※)</sup>における排出削減方法論の拡充等に活用する。

※国内クレジット制度：大企業等の技術・資金等を提供して中小企業等が行った二酸化炭素の排出抑制のための取組による排出削減量を認証し、自主行動計画等の目標達成に活用する制度

### 対象となる方

中小企業等(自主行動計画<sup>2</sup>に参加していない者)。中小企業基本法における中小企業の定義に該当しない場合も参加可能。

### 支援対象

先進的な排出削減事業であって、経済産業省が実施する「中小企業に対するCO<sub>2</sub>排出削減認証事業」に採択されていること。

### 支援内容

当該設備導入にかかる費用の一部(1/2又は1/3)をNEDOを通じて補助する。

### 留意点

排出削減設備導入に伴う排出削減にかかるデータを国へ提供する必要がある。

### スケジュール

未定

### お問い合わせ先

- ・ 経済産業省  
産業技術環境局参事官(環境経済手法担当)付  
〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号  
TEL: 03-3501-1679 FAX: 03-3501-7697  
HP: <http://www.meti.go.jp/>

<sup>2</sup> 自主行動計画：京都議定書目標達成計画(平成20年3月28日閣議決定)に基づき、日本経団連傘下の個別業種又は日本経団連に加盟していない個別業種が策定した個別業種単位での二酸化炭素排出削減計画

## (12) 温室効果ガスの自主削減目標設定に係る設備補助事業

自主参加型国内排出量取引制度<sup>(※)</sup>に参加する事業者に対し、CO<sub>2</sub> 排出抑制設備の導入に係る費用の一部を補助する。

※自主参加型国内排出量取引制度：温室効果ガスの排出削減に自主的・積極的に取り組もうとする事業者に対して、一定量の排出削減を約束し、その達成のために排出枠の取引を行うことができる制度。CO<sub>2</sub> 排出抑制設備の整備に対する補助金の交付を受ける参加者（目標保有参加者タイプ A）と、設備補助を受けない参加者（目標保有参加者タイプ B）の 2 通りの方法により参加できる。

### 対象となる方

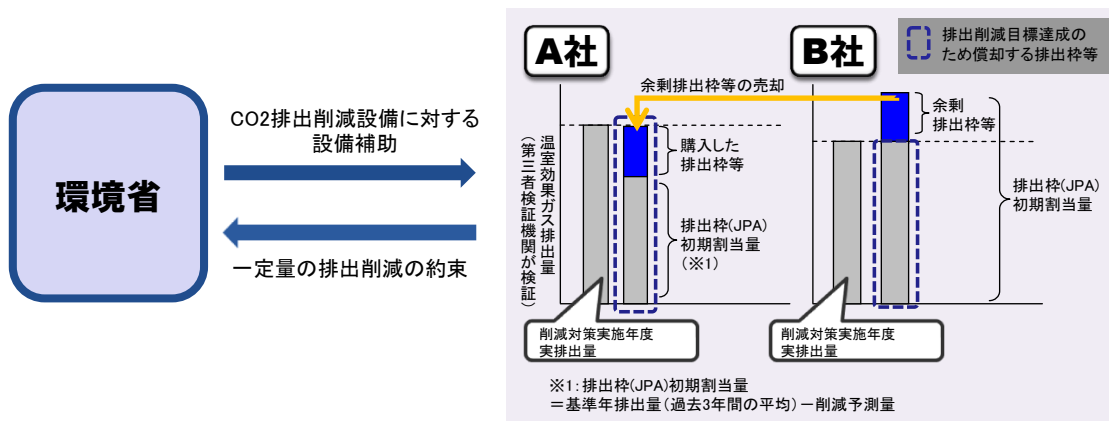
国及び地方公共団体を除く。

参加単位は、工場又は事業場単位とする。複数の工場・事業場をまとめたグループ単位での参加も可能。新設ビル等、基準年度排出量の算定・検証を行うことのできない工場・事業場、自主行動計画に参加している工場・事業場は参加できない。

### 支援対象

自主参加型国内排出量取引制度に参加する事業者に対し、国内において省エネルギー等による CO<sub>2</sub> 排出抑制設備の整備を行う事業への補助を行う。

- 申請に当たっては、対象工場・事業場における削減予測量を申告すること。対象工場・事業場における 2010 年度の排出削減量が 100t-CO<sub>2</sub> 以上であること。採択後、自主参加型国内排出量取引制度において以下を実施する。
- 2009 年度：補助対象設備を整備する。基準年度の排出量（2006～2008 年度の平均）を算定し、第三者による検証を経て数値を確定させる。
- 2010 年度：排出枠の初期割当量が交付される。排出削減に取り組むとともに、必要に応じて排出枠の取引を行う。
- 2011 年度：2010 年度の排出量を算定し、第三者による検証を経て数値を確定させる。必要に応じて排出枠の取引を行う。最終的に確定した 2010 年度の排出量と同量の排出枠を環境省に提出する。





### 支援内容

総事業費の1/3を補助する。ただし、交付額は1工場・事業場当たり（グループ参加者の場合は1グループ当たり）2億円を上限とする。

項目	内容
補助対象経費	補助対象設備の整備に係る本工事費、付帯工事費、機械器具費、調査費、初期調整費、その他必要な経費で環境大臣が承認した経費（既存設備の撤去費については補助対象外）
補助率	補助対象経費の1/3
補助上限	1工場・事業場当たり（グループ参加者の場合は1グループ当たり）2億円

### 留意点

2010年度実排出量に対し、償却口座に移転した排出枠の量が足りない場合には、不足量に応じて、交付された補助金を返還しなければならない。（補助金なしタイプBの場合は社名を公表。）

### スケジュール

第5期の受付期間は平成21年2月27日（金）～4月30日（木）

#### お問い合わせ先

- 環境省  
地球環境局 地球温暖化対策課 市場メカニズム室  
〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館  
TEL：03-5521-8354 FAX：03-3580-1382  
HP：<http://www.et.chikyukankyo.com/index.html>

## 1-2. 税制優遇

### (1) エネルギー需給構造改革推進投資促進税制(略称:エネ革税制)

青色申告書を提出する法人又は個人が、省エネルギー設備等を取得し、かつ1年以内に事業の用に供した場合に特別償却又は税額控除ができる制度である。ただし、税額控除は中小企業者等のみ適用できる。

#### 対象となる方

個人又は法人のうち青色申告書を提出する者

#### 支援対象

下記の設備を対象とする。

対象設備	
分類	設備名
エネルギー有効利用製造設備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 旋回流強化型離解装置</li> <li>◆ 高性能脱燐炉</li> <li>◆ 高性能機械組立設備</li> <li>◆ コンバインドサイクル発電用ガスタービン</li> </ul>
エネルギー有効利用付加設備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 省エネルギー型クラウン制御口</li> <li>◆ 高効率複合工作機械</li> <li>◆ 高断熱窓設備</li> <li>◆ 鋼片板幅制御装置</li> <li>◆ 熱併給型動力発生装置</li> <li>◆ 高効率型電動熱源機</li> <li>◆ エネルギー回生型ハイブリッド自動車</li> <li>◆ 高効率工業炉</li> <li>◆ 物流用蓄熱式保冷装置</li> <li>◆ 高性能工業炉廃熱回収式燃焼装置</li> <li>◆ 外部電源式車載空調装置</li> <li>◆ サーボ駆動式プレス機</li> <li>◆ 外部電源式車載空調装置用給電設備</li> <li>◆ 生造型機</li> <li>◆ 400 ボルト級配線設備</li> </ul>
電気・ガス需要平準化設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ ガス冷房装置</li> </ul>
新エネルギー利用設備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 太陽熱利用集蓄熱装置</li> <li>◆ 風力発電設備</li> <li>◆ 未利用エネルギー利用設備</li> <li>◆ 太陽光発電設備</li> <li>◆ バイオマス利用装置</li> </ul>
その他の石油代替エネルギー利用設備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 地方ガス天然ガス化設備</li> <li>◆ 天然ガス自動車用燃料供給設備</li> <li>◆ 多品種受入型液化天然ガス貯蔵装置</li> <li>◆ 燃料電池自動車</li> <li>◆ 天然ガス利用設備</li> <li>◆ 燃料電池自動車用燃料供給設備</li> <li>◆ 天然ガスフォークリフト</li> <li>◆ 電気自動車</li> <li>◆ 廃棄物熱利用設備</li> <li>◆ 燃料電池設備</li> <li>◆ 天然ガス自動車</li> </ul>

分類	設備名	
エネルギー 使用合理化 設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 高断熱窓設備</li> <li>◆ 高効率空気調和設備</li> <li>◆ 高効率機械換気設備</li> <li>◆ 照明設備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 高効率給湯設備</li> <li>◆ 交流変周波数制御方式エレベーター</li> </ul>
エネルギー 使用制御 設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 測定装置</li> <li>◆ 中継装置</li> <li>◆ アクチュエーター</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 可変風量制御装置</li> <li>◆ インバーター</li> <li>◆ 電子計算機</li> </ul>
その他	◆ 配電多重化設備	

### 支援内容

対象設備を取得し、その後 1 年以内に事業の用に供した場合に、以下のいずれか一方を選択し税制優遇を受けることができる。

#### 支援内容

区分	内容
税額控除	中小企業者 <sup>(※)</sup> に限る。 基準取得価額（計算の基礎となる価額）の 7%相当額を税額控除できる。 ただし当期法人税額の 20%を上限とする。
特別償却	普通償却に加えて基準取得価額の 30%相当額を限度として特別償却できる。ただし平成 21 年 4 月 1 日（水）から 2 年間は、初年度即時償却（取得価格の全額）ができる。

※中小企業者：大企業の子会社等を除く資本金 1 億円以下の法人または資本・出資を有しない法人のうち従業員数が 1,000 人以下の法人。個人事業者においては従業員数が 1,000 人以下のもの。

### 留意点

新規対象設備を直接取得した場合にのみ適用が受けられ、貸付設備又は中古設備は対象とならない。リースは、所有権移転外リース取引による取得については、税額控除のみ適用可能（特別償却には適用されない）。

税額控除不足額、特別償却不足額は 1 年繰り越し可能。

#### お問い合わせ先

- ・ 経済産業省
- 資源エネルギー庁 長官官房総合政策課
- 〒100-8931 東京都千代田区霞が関一丁目 3 番 1 号
- TEL：03-3501-5964
- HP：<http://www.eccj.or.jp/enekaku/>

### 1-3. 低利融資

#### (1) 環境・エネルギー対策資金(環境・エネルギー対策貸付)

環境・エネルギー対策の促進を図る中小企業者等に対して、当該事業に必要な設備投資や運転資金を融資する。

##### 対象となる方

中小事業者等

##### 支援対象

省エネルギー効果の高い設備の導入、石油代替エネルギー関連設備の導入、環境対策の促進のいずれかを実施する上で必要となる資金であり、下記のいずれかに該当するもの。(なお、大気汚染・水質汚濁防止なども対象となっているが、本ガイドブックではエネルギーおよび温室効果ガスに関係するものに限定して記載する。)

分類	対象者	対象資金
省エネ ルギー 関連	設備の設置者 (ESCO 事業により当該施設をリース・レンタルするものを含む)	別表 1 に掲げる設備を取得するために必要な設備資金
	リース・レンタル事業者 (ESCO 事業者を除く)	自走式作業用機械設備を取得するために必要な設備資金
	特定高性能エネルギー消費設備の導入等を行う者	特定の高性能工業炉、同ボイラー等を設置するために必要な設備資金、または既存設備を高性能工業炉、同ボイラーと同様の性能にするための特定の付加設備 (熱設備エネルギー利用効率化自動制御装置、燃焼空気等予熱用熱交換器) を設置するための設備資金
石油代 替エネ ルギー 関連	石油代替エネルギーを使用するために必要な設備を設置する者	石油代替エネルギーを使用または供給する施設を取得 (改造、更新を含む) するために必要な設備資金
	一般ガス事業者で、石油代替エネルギーを供給する者	
	一般ガス事業者	ガス事業の近代化または保安の確保のために必要な設備資金
環境配 慮促進 関連	エコアクション 21 の第三者認証を取得した方および取得が見込まれる者	認証を取得するためおよび掲げた環境目標等を達成するために必要な設備資金および長期運転資金
	第三者からの協力・助言を得た「温室効果ガス排出削減計画」に基づき温室効果ガス排出削減に取り組む者	計画に基づき導入する設備の取得に必要な設備資金および当該設備の運用に必要な長期運転資金

別表1：省エネルギー関連設備（大項目のみ抜粋）

◆ ヒートポンプ方式熱源装置	◆ 大口徑掘削機
◆ 廃熱ボイラー	◆ 省エネルギー型電気炉
◆ 省エネルギー型工業炉	◆ 省エネルギー型めん類製造装置
◆ コ・ジェネレーションシステム	◆ 省エネルギー型焼成焼上装置
◆ 染色整理装置	◆ 高熱効率型連続蒸米機
◆ 単板乾燥装置	◆ 高性能ねん糸機
◆ せん断機	◆ 高速全自動殖版機
◆ 高性能ダイカストマシン	◆ 省エネルギー型鍛造素材切断機
◆ プレス・タッピング複合加工装置	◆ 省エネルギー型鋳物砂混練装置
◆ 自動温度調整装置	◆ 省エネルギー型ショットブラスト
◆ 省エネルギー型鋳型造形機	◆ 省エネルギー型古紙梱包装置
◆ 高周波誘導加熱装置	◆ 省エネルギー型ボイラー
◆ 省エネルギー型乾燥装置	◆ 省エネルギー型アーク溶接機
◆ 省エネルギー型染色整理装置	◆ 省エネルギー型真空焼鈍炉
◆ 省エネルギー型紙製容器製造装置	◆ 熱成形機
◆ 省エネルギー型製本装置	◆ 精密打抜プレス
◆ 省エネルギー型成形機	◆ 省エネルギー型フォークリフト
◆ 電動送り式金属工作機械	◆ 高効率生地連続包あん機
◆ 省エネルギー型プレス	◆ 多段ホーマー
◆ 無杼式自動織機	◆ 外断熱システム
◆ 省エネルギー型ダイカストマシン	◆ 省エネルギー型ジョークラッシャー
◆ プリンタースロット	◆ 省エネルギー型経編機
◆ 省エネルギー型印刷機	◆ 建築物の省エネ性能の向上に資する 設備、機器および建築材料
◆ 自走式作業用機械設備	◆ 高効率変圧器
◆ 油圧解体機	

※既存の平均的な設備に対して、省エネルギー効果が25%以上であること。また、設備更新の場合は、更新前の設備に対して省エネルギー効果が40%以上であること。

## 支援内容

支援内容：日本政策金融公庫 中小企業事業の場合<sup>(※)</sup>

項目	省エネルギー 関連	石油代替 エネルギー関連	環境配慮促進関連
資金 使途	設備資金		設備資金・運転資金
貸付 期間	15年以内 (うち据置期間2年以内)		設備資金：15年以内 (うち据置期間2年以内) 運転資金：7年以内 (うち据置期間2年以内)
貸付 限度 額	直接貸付の場合 ：7億2千万円 代理貸付の場合 ：一般貸付の他に1億2千万円		直接貸付の場合 ：7億2千万円 (うち運転資金2億5千万円) 代理貸付の場合 ：一般貸付の他に1億2千万円
貸付 利率	2億7千万円を限度として各種特別利率を適用		

※日本政策金融公庫 国民生活事業の場合は、貸付期間（環境配慮促進関連における運転資金のみ）、貸付限度額、貸付利率が異なる。

### お問い合わせ先

- 直接貸付

日本政策金融公庫 各支店の中小企業事業の窓口

HP：<http://www.c.jfc.go.jp/jpn/bussiness/nw/index.html>

<http://kokukin.go.jp/tenpo/index.html>

- 代理貸付

日本政策金融公庫 中小企業事業の代理店の窓口

## (2) 省エネルギー促進無担保貸出制度

(財)省エネルギーセンターや ESCO 事業者等の省エネ診断などに基づく省エネ投資を行う事業者に対し、無担保で融資を行う。

### 対象となる方

中小企業者・組合

### 支援対象

(財)省エネルギーセンター、地方公共団体、ESCO 事業者等の省エネ診断などに基づき省エネ投資を行う際の、省エネ関連設備資金およびこれに係る長期運転資金・短期運転資金。

### 支援内容

無担保で融資を行う。

項目	内容
資金用途	設備資金・運転資金
貸付期間	原則5年以内
貸付限度額	組合：5,000万円 中小企業者：3,000万円
貸付利率	商工中金所定の利率
担保	貸出に際し、新たな担保提供は不要
その他	申込に際し、省エネ診断等書類または ESCO 事業者と締結したパフォーマンス契約書（写）が必要

### お問い合わせ先

- ・ 商工組合中央金庫  
お客さまサービスセンター  
TEL：03-3246-9366  
HP：<http://www.shokochukin.co.jp/corporation/raise/kind/government/index.html#A03>

### (3) 環境配慮型経営支援貸付

環境配慮型経営にかかる第三者認証等（ISO14000、エコアクション 21、グリーン経営認証など）を取得した事業者に対し、環境配慮型経営を促進するための融資を行う。

#### 対象となる方

下記の第三者認証を取得した企業

- 国際規格である「ISO14000S」
- 「エコアクション 21」（環境省が策定し、幾度かの改正を経て平成 16 年から認証・登録制度として開始された制度）
- 「グリーン経営認証制度」（環境に優しい物流の実践に向けて、国土交通省が平成 15 年に創設した認証制度）
- 地方公共団体等が創設した環境配慮にかかる認証制度等

#### 支援対象

環境配慮に必要な設備資金・運転資金

#### 支援内容

以下のような 10 年固定貸出と変動貸出がある。

項目	10 年固定貸出	変動貸出（当初 10 年固定型）
資金用途	設備資金・運転資金	設備資金
貸付期間	10 年以内（据置 3 年以内）	20 年以内（据置 3 年以内）
貸付限度額	なし	なし
貸付利率	商工中金所定の利率（10 年固定）	当初 10 年： 商工中金所定の利率（10 年固定） 11 年目以降、5 年毎に見直し： 商工中金所定の利率

#### お問い合わせ先

- ・ 商工組合中央金庫  
お客さまサービスセンター  
TEL：03-3246-9366  
HP：<http://www.shokochukin.co.jp/corporation/raise/kind/government/index.html#A03>



## 2. 省エネ診断を受けたい

### (1) 省エネルギー対策導入促進事業費補助金 省エネルギー診断サービス

大規模工場に比べ、金融や人材・ノウハウの蓄積などの問題により省エネへの取組が遅れている中小規模工場や業務部門の事業者による、エネルギーコスト削減・生産システムの改革・環境と社会への貢献に寄与するような省エネルギーへの取組を支援するため、工場やビル等の事業所に対して省エネに関する専門家を派遣し、原則1日の無料省エネ診断を実施する。

#### 対象となる方

第二種エネルギー管理指定の工場・ビル等、及び指定外で年間エネルギー使用量の原油換算値が原則として100kl以上3,000kl未満の工場・ビル等。

ただし、これ未満でも問い合わせにより診断を受けられる場合もある。

#### 支援対象

以下のような内容の無料省エネルギー診断サービス

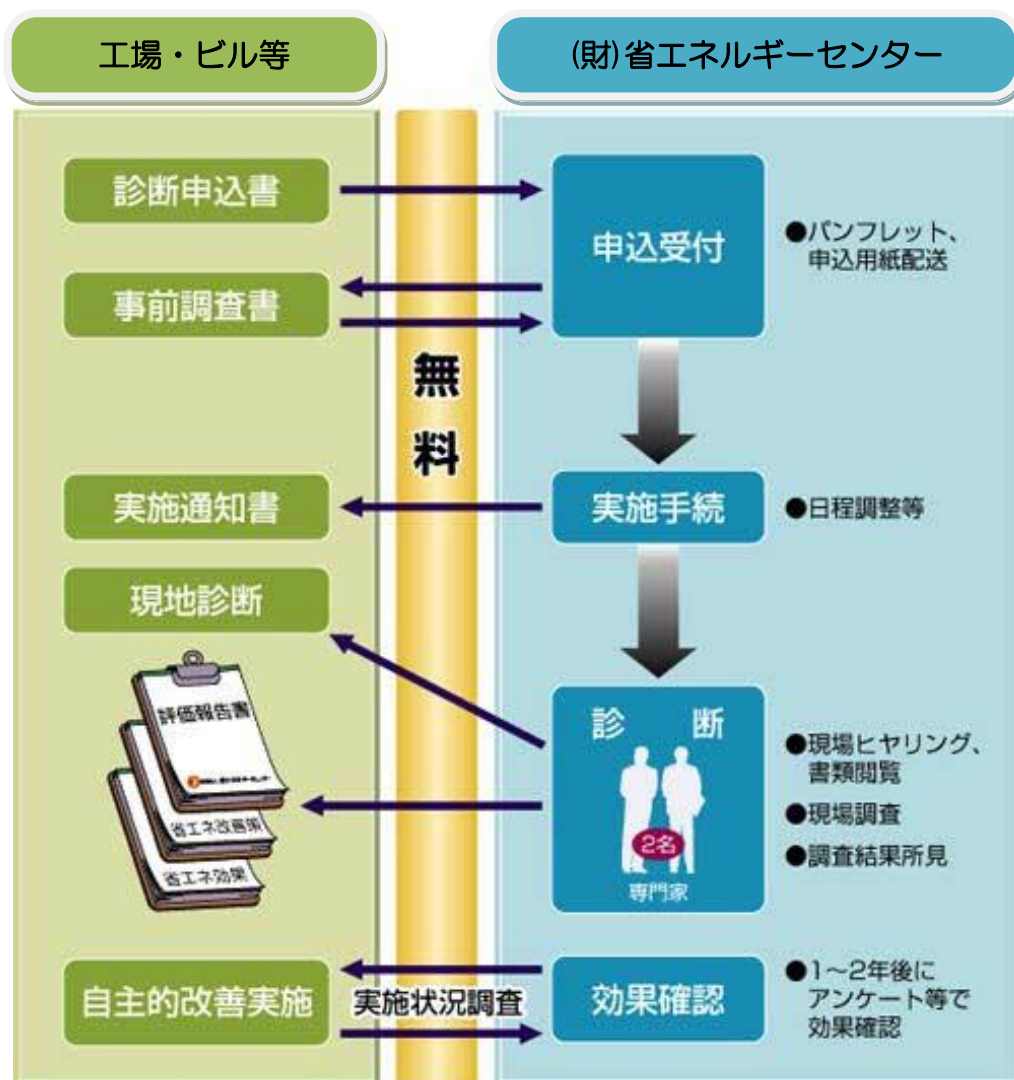
- エネルギーの管理体制作りをアドバイス
- エネルギーコスト削減管理に役立つ計測とデータの活用方法をアドバイス
- 設備上の問題点を見出し、経済性を考慮した改善策を提案
- エネルギー使用で気付かない無駄を探し出し、対処方法をアドバイス
- 以上によるエネルギーコスト削減額を予測



## 支援内容

以下のような仕組みで省エネ診断が行われる。

- 事業所からの省エネ診断申込書を受け、所定の手続きを経て診断実施を決定
- 原則として「電気分野」と「熱分野」の専門技術者それぞれ1名ずつ計2名が現地に赴き、1日間診断を実施
- 後日、診断報告書を作成し、事業所に送付
- 必要に応じて、内容について別途説明会を開催することも可能



お問い合わせ先

- ・ 財団法人 省エネルギーセンター

診断指導部

〒104-0032 東京都中央区八丁堀 3-19-9 シオ八丁堀

TEL : 03-5543-3016 FAX : 03-5543-3021

HP (工場) : <http://www.eccj.or.jp/audit/fct3/index.html>

HP (ビル) : [http://www.eccj.or.jp/audit/buil\\_serv06/index.html](http://www.eccj.or.jp/audit/buil_serv06/index.html)

### 3. 省エネに関して情報収集をしたい

#### (1) 省エネルギー教育・講習会等

会社等組織における省エネに対する意識の向上、省エネ技術の習得・展開・伝承を促進するための省エネ教育として、省エネ技術講習会等各種セミナーの実施、また社内研修や省エネ啓発のための講演への協力等、幅広い層の省エネを支援する。

#### 対象となる方

一般（事業所等におけるエネルギー対策担当者等）

#### 支援内容

- ◆ 省エネルギー技術講座  
1日コースで「省エネのテクニック」を学ぶための講座。各種設備・機器等の省エネ技術、工場見学会、省エネ法関連セミナー、各種ツール等の活用方法、ビルにおける省エネ対策等。地域講座として全国展開もしている。
- ◆ 省エネルギー実習教育講座  
工場・ビルにおける省エネ技術を座学と実習で学べる講座。約2日間かけて、省エネ技術をより深く理解できる内容となっている。
- ◆ 省エネルギー出前講座  
工場・事業所・団体等における、省エネルギーに関する社内研修・講演・講習会のアレンジ。希望される省エネテーマに合わせて経験豊かな講師を派遣する。
- ◆ エネルギー管理士受験準備通信講座  
「エネルギー管理士試験」（国家試験）合格に必要な知識の習得を目的とした通信講座。受講期間は6ヶ月。
- ◆ エネルギー管理士受験準備直前対策講座  
エネルギー管理士試験合格のための受験対策講座。スクーリング形式で、毎年5月～6月にかけて、全国9箇所・各4日間1クールにて実施。

お問い合わせ先

- ・ 財団法人 省エネルギーセンター  
教育部

〒104-0032 東京都中央区八丁堀 3-19-9 シオ八丁堀

TEL : 03-5543-3182 FAX : 03-5543-3023

HP : <http://www.eccj.or.jp/education/index.html>

## 中小企業向け省エネ施策利用ガイドブック

中小企業庁 経営支援部 創業・技術課  
〒100-8912 東京都千代田区霞が関1-3-1  
URL : <http://www.chusho.meti.go.jp>  
TEL : 03-3501-1816